

Title	神代紀「一書」をめぐる諸問題
Sub Title	On "a Book" cited in the Chronicle of the age of gods in the Nihon-Shoki
Author	三宅, 和朗(Miyake, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1977
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.48, No.3 (1977. 10) ,p.25(251)- 41(267)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19771000-0025

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

神代紀「一書」をめぐる諸問題

三 宅 和 朗

一

最近、日本神話の研究には、様々の角度からの研究が盛んで、その成果が相次いで明きらかにされつつあることは周知の通りである。しかしながら、記紀神話を論ずるに当っては、先ず、その根本史料たる『古事記』『日本書紀』（以下、記紀と略す）そのものの史料的性格、位置付けが問われねばならないという事は改めて主張するまでもないだろう。特に、神代紀の「一書」には、従来から看過されてきた問題が少なくないのではないかと考え、伊藤清司氏の「一書」に関する新しい提言⁽¹⁾を受けて、「一書」についての拙論をまとめ、公表する機会を得た。その結論だけを左に列記すると次の通りである。

① 「一書」の形態は、(1)省略なし、(2)前・後略の省略文、(3)「云々」による省略文に弁別される（原「一書」——「一書」の原史料——の脱漏・欠落が含まれていることもある）。

② 省略されるのは、前出の諸一書と重複する文章あるいは内容を原則とする。

③ 省略は、紀編者の手によって、基本的には特定の乃至は同系統の「一書」を基準に行なわれたと見るべきで、必ず本文との関係だけで省略が行なわれたわけではない。

右は、飽くまでも原則論であるが、かかる紀編者による原「一書」への後次的な加工を考慮しない記紀の史料研究や日本神話論には、自ら限界があるはずである。

そこで、本稿では、以上を前提として、前稿では十分論じ尽せなかつた大八洲生成章（第四段）を取り上げて、「一書」の分析を試み、一、二、三の問題を論じて見たいと思う。

二

大八洲生成章は、本文の他に十個の一書を伴つており、その構成は、(イ)オノコロ島生成、(ロ)イザナキ・イザナミの結婚、(ハ)国生みの三要素から成るが、そのうち、本文と第一の一書が(イ)(ロ)(ハ)のモティーフすべてを持ち、第二—第四の一書が(イ)のみを、第五・第十の一書は(ロ)のみを、そして、(ハ)を語る第六—第九の一書と各異伝を整理することができる。

そこで、内容分析を行う以前に、予め省略があるかどうか、諸一書の存在形態を吟味しておきたい。第一に、(イ)(ロ)(ハ)の要素をすべて語る本文と第一の一書が「省略なし」であることは容易に判断できよう。第五の一書については、文中に「更復改巡」とありながら、前の部分に既に何かを「巡」つた話素が載せられていないことなどから、「前略」であること、しかも「後略」と見る蓋然性も高いことを前稿で指摘した。⁽³⁾また、第八の一書は(ハ)の部分だけであるが、この一書の冒頭に「以^ニ礎取慮嶋^ニ為^シ胞」[。]と記してある点に注目すれば、原「一書」において、少なくとも(ハ)の要素が存在していたらしいこと——「前略」であると推定することは可能であろう。

さらに、この問題を別の角度から眺めてみたい。そこで、注意されるのは、第六—第九の一書を見ると主語がほとんど明記されておらず、また、第五・第十の一書も「陽神・陰神」とのみ記しているだけであるが、これらの伝承だけを独立させて読むならば、イザナキ・ミ神の神話と判断しうる決定的根拠はどこにもないという事実であり、逆に、イザナキ・

表1

		本 文		第一の一書	第二の一書	四第三の一書第	第五の一書	第六の一書	第九の一書第	第十の一書
(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	伊奘諾尊	伊奘冉尊	伊奘諾尊	伊奘冉尊	伊奘諾尊	伊奘冉尊	伊奘諾尊
な	し	陰	陽	二	神	神	伊	伊	伊	伊
					神	神	奘	奘	奘	奘
							冉	冉	冉	冉
							尊	尊	尊	尊
							二	二	二	二
							神	神	神	神
							二	二	二	二
							陰	陽	陰	陽
							神	神	神	神
							神	神	神	神
							二	二	二	二
							神	神	神	神
							な	な	な	な
							し	し	し	し

ミの神名が書かれているのは、本文と第一の一書以外では、僅かに第二—第四の一書に過ぎないという事実である。これを、本文・第一の一書での主語の使用傾向と対比させて見ると、△表1▽に示した如くとなり、「二神」という表記を別にすれば、「(イ) イザナキ・ミ、(ロ) 陽神・陰神、(イ) 記さず」という一致を読みとることができるのはずである。これは恐らく偶然ではあるまい。⁽⁴⁾特に、第六—第九の一書のように、始めから神名不明といった神話の存在が考えにくいかからである。そもそも、こうした事実を呈示しうるのは、断片的な第六—第十の一書の原「一書」類が、本来、本文や第一の一書とほぼ同じ文調で書かれていたのが、それぞれの特殊部分のみがカットされずに、そのまま記載されたためと解されるからではないだろうか。先述のように、第五・第八の一書に省略があることを容認し得る点を併考すれば、この見方もあるがち牽強付会とのみ言いきれないだろう。

以上の点をふまえて、大八洲生成章の諸一書の形態をまとめてみると、本文と第一の一書が「省略なし」、第五—第十の一書がすべて「前略」ということになる。また、第二—第四の一書は、最初からオノコロ島生成(イ)だけを語る、いわゆ

る典型的な島釣りモティーフの神話——「省略なし」——と解される余地は十分あるが、第五・第十の一書同様、「後略」である可能性が強いと考えられよう。⁽⁵⁾

三

さて、大八洲生成章の本文以下の諸一書の内容を逐一検討するに当つて、特に次の二点に留意したい。

①「一書」の省略は、文脈及び内容上において、特定乃至は同系統の所伝を基準に行なわれた可能性が強いのである。それ故、ここでも、各異伝のコンテキストの差を重視し、しかも、その際、記の所伝も適宜比較に利用することにしたい。

②「一書」間の比較の基準に、用字法や記述用式も、比較検討の傍証として使用して行くことにしたいが、本文だけは、本文の独自性を示す特色のある文字が使われていることが知られている⁽⁷⁾ので、その点への配慮が必要となることは言うまでもない。従つて、むしろ、用字法等の検討は、厳密には、本文を除く「一書」間の検討に有効であると言うべきであろう。

そこで、本文と第一の一書は、先にも触れたように、大八洲生成章の三つの要素をすべて持つ所伝であるが、両者には、いくつかの相違点が存する。例えば、第一の一書には、「天神」の詔命でキミニ神がオノコロ島を探りあて、そこへ降りて結婚するとあるが、本文には「天神」の詔命のモティーフは見えないし、また、第一の一書の、結婚の際にヒルコが生まれ、それは「天神」のト占で女性先唱が原因であることを知るという件も、本文には語られていない。鈴木重胤は、本文において「伊奘諾尊伊奘冉尊云々、此には天神の詔命の事を略かれたるは、……其れ（第一の一書——引用者

注)に譲りて、此には省かれたる者なり……瑞珠盟約章に至りて、伊奘諾尊、功既至矣、徳亦大矣、於是登レ天報命、仍留宅於日之少宮矣とある文を以て照らし考ふるに、上に詔命の事有りしを略かれたる事灼然⁽⁸⁾とし、本文に「天神」の詔命を補つて読むべきことを指摘している。しかしながら、もし、「天神」の詔命が略されているとするならば、文中省略のケースであり、そうした場合には必ずや「云々」が使われるのが、紀の原則であるからして、重胤の読み方は成り立たない。従つて、第一の一書にあつて本文にない、ヒルコ誕生、

「天神」のト占も、これと同断に解釈されるべきであろう。これを裏返して言えば、そもそも、こうした相違を指摘し得るもの、本文と第一の一書が明ぎらかに系統を異にする所伝であったということが、推想されてくるのではないだろうか。かかる本文と第一の一書との差違を、キミニ神の結婚の部分について、文脈に即して比較してみても、同じ結論を明確に指摘しうるようと思う。

表2

第5の1書	本 文	記・第1の1書	第10の1書
女性先唱	柱を旋る	性器問答	女性先唱
「不祥」	女性先唱	柱を巡る	「不祥」
再び巡る	再び旋る	女性先唱	マグハヒ (ヒアハシマ)
男性先唱	男性先唱	ミトノマグハヒ (ト淡ヒ)	ト占
鶴	性器問答	天神のト占	再び巡る
……	ミトノマグハヒ (国生み)	再び巡る	男性先唱
		国生み	国生み

△表2△のように、この両者の相違は、例えば、ヒルコの有無といった点だけでなく、「性器問答」の位置が文脈の中でかなり違っている点に注意したい。これは、一方の所伝が他方から変化したものと、單純な前後関係で理解されるべきではなく、本文と第一の一書とは、少なくとも本来は全く別々の系統として把握すべきことを示しているといえよう。それ故、本文に、第一の一書にあって本文に存しない要素を補うことは、この点からも首肯し

難いのである。なお、また、両者を記の伝承と比較すると、文脈の上からも、記は第一の一書と一致することが合わせて指摘し得るはずである（以下、本文と同系列の異伝を本文系統、第一の一書・記の如き伝承を古事記系統と呼ぶこととする）。

第二一一第四の一書は、オノコロ島生成⁽¹⁾の別伝であるが、本文と第一の一書が「天浮橋」の上に立って、オノコロ島を探つたとあるところを、第二の一書では「天霧之中」とし、第三の一書では「高天原」とあり、第四の一書では場所の指定をしていない点が特異である。右の諸一書を、前出の本文・第一の一書とさらに詳細に較べてみると、キミニ神が、「底下豈無^レ国歟」（本文）「吾欲^レ得^レ国」（第二の一書）「当有^レ国耶」（第三の一書）「有^レ物若^ニ浮膏、其中蓋有^レ国乎」（第四の一書）と言つてから、「ホコ」を自発的に下しているのに対し、古事記系統の所伝では、キミニ神にそうした発言はなく、「天神」の詔命で「ホコ」を下すことになつてゐるという相違が知られる。従つて、

第二一一第四の一書は、本文系統に属する可能性が濃いように考えられるが、これを用字法の上から確めてみると、△表3▽のように、以上の観察が決して不当でないことが認められるであろう。要するに、第二一一第四の一書の原史料は、オノコロ島生成の部分が本文と異なる、本文に対する異伝であつた、それ故、本文と重複していたと推定される後の部分は省略された（「後略」）、その結果、極めて断片的な「一書」として紀に掲載されたと思われるのである。

次に、第五・第十の一書をとり上げて見たい。第五の一書は、女性先唱を不祥とし、改めて柱を巡り、男性先唱するも、交合の術を知らない、鶴鵠の交尾を見て、始めてそれを知り得たという異伝。第十の一書は、女性先唱の後、結婚して淡路洲・蛭兒を生むという異伝。両伝は、共に省略のこと既述の通りだが、二神の結婚の件を再び本文系統と古事記系統と比較して見ると、△表2▽

表3	本文系統				記系統
	本文	2	3	4	
アメノヌホコ	矛	矛	矛	矛	戈(矛)
クニ	国	国	国	国	地(国)

のようすに、第五の一書は本文系統に、第十の一書は古事記系統に各々属する所伝であつたと見ることは疑いない。両伝が断片的であるのは、第五の一書が本文と、第十の一書が第一の一書と、各々重複する部分が省略され、その特徴的部分のみが「一書」として記載されたためであろう。この点を確認するために用字法も合わせて傍証として検討して見ると、

本文 6	合 婚	1 10
夫 婦	婦 婦	本文 5
為 夫	夫 夫	1 10

本文 6	合 婚	1 10
夫 婦	婦 婦	本文 5
為 夫	夫 夫	1 10
ミトノマグハビ 「アナニエヤ……」	慧哉 美遇哉 妍哉 可善可 少愛愛 男少少 少男男 歎乎乎	記 阿那邇夜志愛袁登古袁

△表4の如く、第一・第十の一書は、本文の用字を特殊例として除外したとしてもあるが、「エヲトコ」は、記・第一・第十の一書が「愛すべき」ヲトコの意であるのに対し、本文の「りっぱな」、第五の一書の「善い」と区別されるという指摘⁽¹¹⁾もある、この際、参照される。

最後に、第六・第九の一書であるが、第六の一書が僅かに二神の結婚を記す以外、あとはすべて大八洲国生みの内容・順序の異伝だけで、他の要素を全く欠いている。大八洲生成の順序を比較すると、第六の一書が島名に若干の違いがあるものの、本文と島名の配列で一致する。また、第七の一書は、島名・配列は異なるが、大八洲の内容では記と合致し、第八の一書も、同様の点で第一の一書に近いといえるが、第一の一書にない、オノコロ島を「為胞」という要素を持つ。しかししながら、こうした大八洲の比較だけでは、これらの「一書」が、皆「前略」であるだけに、これまでのようすに本文系統に属するのか、古事記系統かの判断が難しいといわねばならない。ただし、△表4で示したように「ミトノマグハビ」の用字を手がかりにすれば、第六の一書は本文系統と見ることができよう。また、第二・第五の一書がすべて本文のバリエーションであり、最後の第十の一書だけが第一の一書の異伝であるという先の結論を参看した上で、その間に狭まれた第六・第九の一書が本文の異伝とみることができるならば、第二・第九の一書はすべて本文の異伝となり、しかも、

極めて整合的な規則的な「一書」の配列を読み取ることが可能になる（第二—第四の一書が本文の(イ)の部分に属する異伝、第五の一書が(ロ)の、第六—第九の一書が(ハ)のバリエーションということになる）。もつとも、「一書」の配列順については、その規則性を抽出し得ない章（段）が多いので、輕々に推断することは避けねばならないが、一応、上記の二点を根拠に、第六—第九の一書は本文系統と推定することは可能であろう。しかも、島名の列挙の記述形式が、第六—第九の一書では「生ニ——、次——」となっており、「生児ニ——、次——」という第一の一書と異なっており、この点を強調すれば、右の傍証になしうるようと思う（本文は、「生ニ——、次生ニ——」と特別である）。しかし、この他にも「為胞」という要素の有無に着目すれば、第六・第八・第九の一書と本文が同一グループ、胞衣について語っていない第七の一書と記・第一の一書が同系統という別途の見解を導き出すこともできる。この場合、第七の一書の大八洲の内容が記と一致することが生きてくるが、一方で、先に諸一書の整然とした配列を想定したことなどは、崩れてしまう。この二つの見方の何れであるか、優劣を付けることは難しいので、俄に断案を下さないでおくとして、ここでは、両者の最大公約数的見解として、第六・第八・第九の一書が本文系統、第七の一書だけが古事記系統に属する可能性が考慮されるとしておけば十分であり、これ以上、深入りしないことにしたい。

以上で、大八洲生成章の諸所伝の内容上からの整理を終るが、畢竟、記も含めて総計十二個の伝承は、本文系統と古事記系統に分類されることが明きらかになつたと思う。そして、この章の場合の各異伝の省略が、それぞれの系統内で行なわれたと推定されるという一定の原則が、次に諒承、確認されれば、本項の目的は達成されたことになるのである。

四

上記の考察をふまえた上で、大八洲生成章、いわゆる国生み神話に関する幾多の諸研究の中から、「一書」論との関連

で、特に三品彰英氏と伊藤氏の学説を取り上げて、両説に卑見の立場からする批判を論述して、「一書」論を深めていきたい。そして、さらに、その後で、「一書」論の成果が従来の国生み神話の比較研究とどのようにかかわり合うかという点にまで論究して見たいと思う。

そこで、三品氏は⁽¹²⁾、国生み神話の主要素を(イ)オノコロ島生成、(ロ)二尊の成婚、(ハ)大八洲の出生と見、(ニ)大八洲修治の神

表5

異伝	要素	(イ) オノコロ生成	(ロ) 二尊成婚	(ハ) シマ生み	(ニ) 神勅	(ホ) ヒルコ出誕
日本書紀第二ノ一書		○○○				
日本書紀第三ノ一書		○○○				
日本書紀第四ノ一書		○○○				
日本書紀第五ノ一書			○			
日本書紀第七ノ一書				○○○○		
日本書紀第八ノ一書					○	
日本書紀第九ノ一書						○○○○
日本書紀第十ノ一書						○○○○
日本書紀第六ノ一書						○
日本書紀本文						○○○
古事記						
日本書紀第一ノ一書						

△表5▽の異伝比較表を作成している。そして、この五つの要素のうち、(ニ)の神勅は最も新しい付加要素であり、(ホ)のヒルコも、その出誕を語る場が不安定であることから、国生み神話の中では遊離的要素である。これは、古い「日の御子」としてのヒルコ信仰が、オオヒルメにとってかわられたためであったと説明できる。また、基本的要素(イ)(ロ)の中でも、大八洲出生や男唱婦和の思想はかなり後次的なものと認められるが、以外の基本構成はいずれも原始的な古い神話要素と見ることができる、という氏一流の方法で、国生み神話の展開を構想せられた。

それに対し、伊藤氏は、主として、(本)のヒルコの問題に關して三品説を批判されている。氏は、西南中国の少数民族の神話——人祖の兄妹が近親相姦を行なつて生んだ最初の子が手足のないよう異常児であった——との比較と、「一書」に省略を認める立場から、ヒルコ＝不具児説を力説されたが、その中で、大八洲生成章の「第二の一書以下第九の一書までの異伝は、そのすべてという保証はないとしても、おおむね、本文または第一の一書——おそらく後者と同じ内容の柱めぐり、ヒルコ生誕の伝承があつた」と解して、国生み神話の異伝の多くに、異常児出生というテーマが語られていたとする。また、「よし、この仮説を百ペーセント譲歩しても、なお、記紀に四個のヒルコ出生伝承がある」故、中国苗徭族の神話との比較の有効性は、依然として維持することができる。さらに、中国の神話が物めぐり型と神占い型に細分されるが、このうち、前者が国生み神話に近いことは言うまでもないが、神占い型の要素も記や第一の一書に見え、「第二の一書以下の異伝にも、こうした神占いの要素を伴つていた可能性が濃い」として、神話の比較研究における同型伝承の数量的比較という観角を強調せられたのであつた。

さて、ここで、三品・伊藤両氏の高説の驥尾に付して、卑見を付け加えて見るならば、以下の諸点で納得しえないのである。先ず、三品説の「一書」の取扱い方は、伊藤氏の批判通り、成立し難いといわねばならないだろう。省略を全く考慮しないで作成されている表5は、ほとんど意味がなくなつてしまつたといって過言ではあるまい。例えば、第二—第四の一書が、始めから、オノコロ島生成という古い神話要素だけを持つていたということは考え難いと思うのである。ただし、省略説の場合、異伝の類型即ち伝承の系列化という観点が新たに留意されなければならなくなつたということは、前にも触れて来たところである。第二に、ヒルコ＝「日の御子」と見る説も、国生み神話に關する限り、伊藤氏の議論の方が説得的で、やはり不具児説は支持されるべきであろう。しかし、その伊藤説も、中国の同胞相姦人類起源神話との比較については、差しあつては異論はない(後述)にしても、氏の「一書」の扱いには、いくつかの疑問点を差し

狭みうるよう思う。第一に、氏は大八洲生成章の殆んどの伝承がヒルコ出誕のモティーフを持つことを推論されたが、これが成立し得ないことは、既に論証した通り、諸異伝の系統という点を考えれば、ヒルコ誕生を語る古事記系統と、それを含まない本文系統に大別できるのであって、記紀の十二個の伝承のうち、前者の所伝は、記・第一・第十の一書の僅か三個（最大限で、第七の一書も含めて、計四個）しかないものである。しかも、伊藤氏が第五段本文に登場するヒルコをも第四段本文伝承に接続させて不具児出生伝承の内に入れられたのは、正しくない。⁽¹⁴⁾各章の本文相互は原則的に接続しないということは、かつて本居宣長等の看破したところであり、また、仮りに、この接続を認めたとしても、大八洲国・山川草木や日・月神のあとに生まれることになるヒルコを、近親相姦の結果の初生児と見做すこと自体が、はじめから無理な比定であつたとも言えるだろう。四神出生章で登場するヒルコは、不具児とは全く別途に白紙に戻して考えていかねばならないように思うのである。⁽¹⁵⁾第二に、神占いの要素についてであるが、この要素を持つてるのは記と第一の一書だけであるが、さらに「天神」のト占が省略されていると推定でき、そしてそれを補い得るのは、古事記系統の第十の一書だけに過ぎない（あるいは第七の一書も含まれる）のであって、それは本文系統にまで及ばないのである。従つて、この点でも、伊藤氏の指摘は正確でなかつたと言えよう。

以上、三品・伊藤両説に対し、卑見を開陳して來たわけであるが、右の理解が正鵠を得ているとすれば、さらに一步進めて、次のような事實を指摘できるはずである。それは、記紀の諸伝承のうち、古事記系統の伝承には、ヒルコ＝不具児誕生と「天神」モティーフ（「天神」の詔命と「天神」のト占）とが、対になつて共存しているという特徴があること、しかも、それと同時に、始めから不具児出生を語らない、かつ、「天神」の登場しない一群の本文系統の伝承も並存していることという二点が、最終的に確認されうるのではないだろうか。⁽¹⁶⁾

五

ところで、国生み神話が、朝鮮・中国南部・東南アジア等に分布する洪水型近親相姦神話に属するということは、多くの先学⁽¹⁸⁾によって繰返し説かれて来たところであり、先述の伊藤氏の研究もその中に入ることは改めて述べる必要もないだろう。そこで、これまでの「一書」分析が、従前の洪水神話の比較研究とどのようにかかわるかについて、簡単に言及してみたい。勿論、世界神話との安易な比較については、その危険性が大なることを認めるにやぶさかではないが、神話の比較は、記紀の諸伝承の原型を探る意味においては、様々な有効な手がかりを提供してくれるようと思う。そこで、結論から先に述べてしまうと、南中國等の洪水型近親相姦神話の範疇に入るのは、古事記系統の伝承に限定されることはないかということである。洪水による人類の全滅と生き残りの兄妹の近親相姦、そして近親相姦というタブーを犯した結果としての不具児の誕生、また、その相姦を止むを得ぬこととして容認するものとして神意等の介在という、この神話の基本的な構造上の諸特徴は、洪水の部分は欠落しているものの、ヒルコ・「天神」モティーフとして古事記系統の所伝にあらわれていると見ることができるはずである。とすれば、恐らく、記は、その「隨神」の思想・信仰⁽²⁰⁾から、特にかかる「天神」の登場する伝承を選び出し、更に、本来は近親相姦の合理化の役割をもつっていた「天神」を「別天神五柱」に結びつける等の潤色を施していくたのではないだろうか。少なくとも、「天神」モティーフだけに着目して、その存在故をもつて、古事記系統の伝承が、より後次の新しい神話観や思想に基づくと考える説には直ちに従い得ないのである。ところが、筆者の観点からすれば、こうしたヒルコ等の近親相姦神話の諸特徴が極めて稀薄な本文系統の伝承が、同じく紀に語られているのであって、これには別個の神話の系統が比定されねばならないようと思われる。そこで、想起されてくるのが、国生み神話は原初洪水型神話に属するとする大林太良氏の説⁽²²⁾、琉球列島の創造型神話との関連を主張する服部旦氏の

説⁽²³⁾である。両者の見解には食い違う面もあるが、特に大林氏が、ヴァルクの設定した原初洪水型神話⁽²⁴⁾——この世の初めにおいては万物をおおつてある水があった。この世の初めは水だらけであった。その水のなかから岩が聳えだしてきた。そして、この岩の上に一対の男女、つまり、兄と妹が降ってきて、そしてその岩がだんだん大きくなって大地となり、そして兄妹が結婚し、ふたりのあいだに生まれた人類が大地に広がったという筋——の範疇に、琉球のアマミク・シネリク神話⁽²⁵⁾、宮古島の古意角・姑依玉神話、さらに国生み神話を含められたのは興味深い。というのも、このタイプの神話の分布はインドネシアが中心であるといわれているが、これこそ、国生み神話のうちの本文系統の伝承に、より吻合するようと思えるからである。さらに付言すれば、本文系統の第五の一書の、「二神が鶴鴨に結婚の行為を学んだ」というモティーフが、アイヌ・琉球・台湾の東アジアの東端島嶼部に顕著に分布していることはよく知られているところであるが、これは、松前健氏⁽²⁶⁾のように「元来インドネシアから日本列島に向って延びていた話なのである」と簡単に伝播を断定しうるかどうか、資料が寡少すぎて問題は残ろうが、右の原初洪水型の分布と、大略一致しているのは、単なる偶然であろうか。

以上の推測に誤りがないとすれば、「一書」の分析から得られた国生み神話の二系統伝承をもとに、従来の比較研究を整理してみると、本文系統がインドネシアの原初洪水型、古事記系統が中国南部等に分布する洪水型近親相姦神話に、各々基づく伝承であつたと判断されよう。このような、「一書」のより精確な読みによって、海外の神話との比較分析にも、新たな展望がひらけてくる筈であり、その意味でも、「一書」研究の有効性、心要性を指摘しておきたいと思うのである。

六

これまで述べてきたことからも明きらかのように、紀編者は、原「一書」類の集輯し、各章単位に「一書曰」として配列するに際して、原「一書」相互間で内容上あるいは文章上、重複することを原則に、「云々」や「前略・後略」の方法

を適宜用いて省略しつつ載録していくたと考へられる。そして、最終的には、本文と諸一書とは「文の『流れ』」の上では両者の差はあまり見出せない⁽²⁹⁾程の整筆がなされて、現在、我々の見る神代紀が完成した——と、神代紀の編纂事情の概要を一応このように推察することができるだろう。

この場合、原「一書」が、記のような体系的な首尾一貫した神話であつたか、それとも、紀の各章程度の長さにすぎなかつたか、という点を含めて、論じ尽せなかつた問題は多いが、それらについては、いずれ後考を俟ちたいと思う。なお、最後に、諸一書の中には、前の「一書」に従属する補足的な「一書」も存在したとする見解について、一言触れておきたい。四神出生章第七の一書は、前の第六の一書のカグツチを斬る件の異伝であるが、これについて、重胤⁽³⁰⁾は「此は別に一書と立てゝは有れども、前なる第六の一書の属なり、其は其終に物せらるべき訓註を、此一書の末に入れられたるは更なり」とし、最近でも、上田正昭氏⁽³¹⁾が、同一書は第六の一書の訓註あるいは語釈を書いた一書であつたと指摘しておられる。しかし、「一書」の訓注については様々な問題があり、一概には、そう言えない様に思われる。前の「一書」の訓注を載せていく例は、他にも『釈日本紀』が「乱脱」⁽³²⁾の第一にあげた第一段第二・第三の一書、第九段第五の一書と三例見られ、しかも、右の三つの「一書」に補足的な性格を見出しにくいからである。従つて、確証には恵まれないが、「乱脱」と解して良いとすれば、強いて、この第七の一書だけを特異の「一書」として、別の範疇でとらえる必要はなく、諸一書の形態は、この小論のはじめに記した所に十分包摂され得ると思われる。

註

(1) 伊藤清司編『シンポジウム日本の神話3、出雲神話』(学年生社、昭和四八年)六二頁など。

(2) 拙稿「神代紀の基礎的考察」(『史学』四八一二、昭和五二年)

(3) 拙稿、前掲(2)、六五一六頁

(4) 第五段第二の一書にも「巡柱之時陰神先發喜言」……とある。

(5) 伊藤「日本神話と中国」(『日本神話の可能性』伝統と現代社、昭和四八年)

(6) 最近では、戸谷高明氏が異伝の整理をされているが、「一書」の理解の仕方等に卑見と異なる部分も少くないので、改めて検討することにした(「イザナキ・イザナミ神による国土の修理完成と聖婚」山路平四郎・窪田章一郎編『古事記』早大出版部、昭和五二年)。

(7) 太田善磨『古代日本文学思潮論(III)』(桜楓社、昭和三七年)

一八九一九二頁、野口武司「神代紀の本書と一書について」(『国学院雑誌』七〇一九、昭和四四年)、例えば、大八洲生成章でも、イザナキ・ミガ天御柱(國柱)をメグルという場合、本文のみ「旋・分巡」で、第一・第五の一書は「巡」とし、本文のみ用字が特異である。

(8) 鈴木重胤『日本書紀伝』四(『鈴木重胤全集』第一、昭和二二年)二九一一二頁。

(9) 原田敏明「日本神話における創世觀の發展」(『日本古代宗教』中央公論社、昭和四五年)三六二一四頁。

(10) 「邁合」は第八段本文にもみえる。

(11) 倉野憲司『古事記全註釈』第二卷(三省堂、昭和四九年)

一〇四頁。

(12) 三品彰英「記紀の神話体系」(『三品彰英論文集』第一卷、

神代紀「一書」をめぐる諸問題

平凡社、昭和四五年)一五〇一六一頁。

(13) 伊藤、前掲(5)、一八九一九四頁、その他、同氏「日本神話と中国神話」(『国文学解釈と鑑賞』四六〇、昭和四七年)、大林太良編『シンポジウム日本の神話1、国生み神話』(学生社、昭和四七年)一一〇五一一〇頁。

(14) 伊藤、前掲(5)、一九〇一二頁。

(15) 本居宣長『玉勝間』上(岩波文庫、昭和九年)三九〇一一页、武田祐吉『古事記説話群の研究』(『武田祐吉著作集』第三卷、角川書店、昭和四八年)一二五十七頁、第四段の本文と第五段の本文とは、前者の「國中之柱、國柱」と後者の「天柱」のような、一致しない両者の接続を妨げるような表現すらみられる。

(16) 第五段でのヒルコは、本文と第二の一書の二個の所伝に登場するに過ぎないが、次の第三—第五の一書は、やはり「前略」が考慮されるので、ヒルコは全部で五個の所伝にあらわれていたと計算される可能性が頗る強い。この場合のヒルコは、第四

第5段	記	第4段			
2	本文	10	1	蛭児	
蛭児	水蛭児				
				(葦 船)	
				葦	船
				天磐櫻樟船	船
				鳥磐櫻樟船	
				年滿三歳脚猶不立	
				雖已三歳脚猶不立	

段の不具児とはかなり様相を異にしていることからも、原義は「日の御子」であったと考えたい（次田真幸「水蛭子と葦船」）（『日本神話』有精堂、昭和四五年）、大林編、前掲（13）、二三八—四二頁における松前健、上田正昭両氏の発言）。なお、この章も、前述の他に第二・第十一の一書が「前略」、第七—第十の一書が「前・後略」と推定されるが、特に黄泉国訪問譚を伴うか否かで、本文—第五の一書（本文系統）と、第六—第十の一書及び記（古事記系統）の二系統に類別されることは、明瞭である。それは、例えば、アマテラスの表記の差からしても首肯されるところだろう。

(17) 国生み神話に、このような二類型伝承が並存するという点は、吉井巌氏に既にその指摘がある。しかしながら、氏が第十の一書を原形式とされた点など、諸異伝の変化については従い難い点が多い。その理由の逐一は、本稿の中で自ら明らかになるはずである（「古事記における神話の統合とその理念」（『天皇の系譜と神話』塙書房、昭和四二年）二八九—三〇三頁）。

(18) 石田英一郎他『日本民族の起源』（平凡社、昭和三三年）四五頁、その他、小島瓔礼「イザナキ・イザナミの婚姻」（『宗教研究』一七一、昭和三七年）、松前健「伊奘諾・伊奘冉二尊と伏羲・女媧の神話」（『日本神話と古代生活』有精堂、昭和四五年）等がある。

(19) 石田他、前掲（18）、四五頁、益田勝実「読み潛在への旅」（『秘儀の島』筑摩書房、昭和五一年）二三七—八頁。

(20) 倉野、前掲（11）、五一—一頁。

(21) 例えば、戸谷、前掲（6）、三八頁、原田、前掲（9）、二六三—四頁など。

(22) 大林「琉球神話と周囲諸民族神話との比較」（『沖縄の民族学的研究』民族学振興会刊、昭和四八年）三六〇—五頁。

(23) 服部旦「岐美神話と洪水型兄妹相姦神話」（『日本書紀研究』第八冊、塙書房、昭和五〇年）、同氏「国生み神話の構造」（『講座日本の神話』3、有精堂、昭和五一年）なお、服部氏は、国生み神話が洪水型兄妹相姦神話に属することを厳しく批判しておられるが、従い難い。その理由については、益田氏の論文（前掲（19））に触れられているところであり、また、最近でも、伊藤氏も服部説に言及及されているので、ここでは省略に従う（『日本神話と中国神話』（『講座日本の神話』11、有精堂、昭和五二年）四三一十五頁）。

(24) 大林「日本神話の系譜」（『日本の神話』大月書店、昭和五一年）九三—七頁。

(25) とくに、『琉球神道記』載録の伝承が古態を示していると思われる（岡田精司『古代王權の祭祀と神話』塙書房、昭和四五年、二二四頁）。

(26) 松村武雄『日本神話の研究』第二卷（培風館、昭和三〇年）二三二—一七頁。

(27) 松前『日本神話の新研究』（桜楓社、昭和四六年再刊）九〇頁。

(28) 伊藤「沖縄の兄弟婚説話について」(『沖縄学の課題』木耳社、昭和四七年) 一八八一九頁。

(29) 小島憲之『上代日本文学と中国文学』上(塙書房、昭和三七年) 三二二八頁。

(33) 「糸日本紀」(国史大系、昭和一七年) 二七一八頁。

(30) 鈴木『日本書紀伝』七(『鈴木重胤全集』第一) 四五三頁。

(31) 大林編、前掲(13)、一三一—三頁。

(32) 「一書」の訓注には、他に次のような不可解な点を指摘し得る。第一に、訓注は、「一書」の末尾に書き集められている順

が、その記載順は、通例、「一書」の本文に記載されている順と一致している。しかし、その順序の混乱している例が、第七段第二・第三の一書、第八段第五・第六の一書の計四例に見られる。次に、訓注には、第七段第三の一書の「瓊瑤平此云奴。儻等母母由羅爾」について、宣長が「瓊々の上に瓊響二字ある本よろし、また乎奴の乎、字は衍也、削去べし」(『神代紀髻華山蔭』(『本居宣長全集』第六卷、筑摩書房、昭和四五年、五四三頁) としているような例すらあり、これには、第五段第八の一書の「麓、此云簸耶磨」、同段第十の一書の「不負於族、此云宇我邏磨概葺」(ウガラニマケジのニの助詞が欠落カ)、第八段本文の「清地、此云素鵝」(地の字は衍カ)、第九段第一の一書の「頗傾也、此云歌矛志」を同一の例として挙げができる。さらに、訓注の書体が諸本で一定していないことを丸山一郎氏が指摘しておられる(『日本書紀の研究』吉川弘文館、昭和三〇年、八〇一四頁)。